壇論

フリンジ・ベネフィット課税の現代的課題を考える

関口典子
【四谷】

はじめに

フリンジ・ベネフィット（以下「FB」という。）とは、企業が給与の外に個人に与える種々の利益をさす。法定福利費あるいは福利厚生費とされる費用に加え、出張手当、残業時の食事代等様々なものがあり、一般的に福利厚生制度により得られる利益、あるいは現物給与と捉えられる。我が国の福利厚生は、明治時代における労働力確保のための生活環境の提供から、人材の確保と定着を目的とした戦後高度成長期、1990年代のバブル崩壊による業績悪化に伴う福利厚生全体の縮小を経て、現在は少子化を伴う人口減少及び高齢化に直面し、その目的も、従来の社宅や保養所に代表される「施設投資型福利厚生[1]」から、ワーク・ライフ・バランスの推進、ダイバーシティ経営など「従業員投資型福利厚生[2]」へと変化している。時代とともに変化するFBに対し、税制はどう対応すべきなのだろうか。

Ⅰ．フリンジ・ベネフィットをめぐる環境の変化

私たちの働き方が変化している。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、いわゆる「三密」を避けるための対策として緊急事態宣言が発令されたことで、在宅勤務やオンライン会議が一気に広がった。その一方で、2020年4月にパートタイム・有期雇用労働法の施行と同時に、労働契約法・労働者派遣法も改正され「同一労働同一賃金」の実施に至った。これにより、福利厚生や教育訓練についても、正規雇用と非正規雇用と同一の利用・付与を行わなければならず、企業の人件費が高騰する可能性があり、各種手当や福利厚生制度の縮小・廃止、あるいは手当を廃止し基本給一本とするジョブ型雇用の導入などの動きも出ている。

Ⅱ．フリンジ・ベネフィットをめぐる税制

1．フリンジ・ベネフィットの課税上の問題点

FBは、所得税法第36条第1項の「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」に該当するが、FBにかかる非課税を利用することで、支給側の雇用主は損金とすることができ、受取側の従業員等は所得税を課されることなく経済的利益を享受できることから、課税所得の侵食という問題点を内在している。さらに、同条第2項で、時価主義を採用しているものの、「経済的な利益」の評価が困難であるために執行上課税が放置される傾向にある。

2．税制の歪み

FBは、課税上、水平的公平及び垂直的公平に反している。また、通達により課税の適否が判断される点において、租税法律主義に反するとの指摘もある。また、通達が発出された当時と現在を比較し、もはや「時代が違うのではないか」と思われるものとして、所得税基本通達36‐32（使用者が負担する少額な保険料等）に関しては、協会けんぽの従業員負担額が1日あたり300円を超えていることから、通達自体が有名無実化している可能性がある。

Ⅲ．個別論点

1．社宅

所得税基本通達36‐41（小規模住宅等に係る通常の賃貸料の額の計算）によれば、小規模住宅等に係る家賃は、1か月あたり下記の(1)～(3)の合計額以上を受け取っていれば、給与として課税されない。

(1)（その年度の家屋の固定資産税の課税標準額）×0・2%

(2)12円×（当該家屋の総床面積（㎡）／3・3（㎡））

(3)（その年度の敷地の固定資産税の課税標準額）×0・22%

当該通達は、賃料の高騰を規制することにより国民の住宅確保を目的とした地代家賃統制令を基にしている。1951（昭和26）年、地代家賃統制令における統制額の算式は上記通達36‐41の算式と同一であり、以下のように説明されていた。

(1)固定資産税、減価償却費、資本利子、管理費、火災保険料等の必要経費

(2)修繕費

(3)地代相当額

例えば、10坪のワンルームにつき、修繕費を計算すると月120円、10年居住として僅か14400円でしかない。加えて、翌年の1952（昭和27）年には早くも、(1)の率は0・37%に、(2)は24円に改正されたにもかかわらず、通達は70年を経過した現在においても1951年の数値を踏襲している。上記通達の算式が1950年代の家賃の高騰を抑えるための統制額の算式を用い続けていることも、現状と明らかに乖離している。57年前の1965年において既に、社宅居住者のみに特典を与える必要はないという指摘[3]があったことを見過ごすことはできない。

社会保険料の標準報酬月額の算定方式であれば、固定資産税評価額が把握できない借上社宅でも算出可能であることから、同方式への運用への切替えが有用であると考える。

2．通勤費用

オフィスへの出社が当然であった今までの働き方が、コロナ禍を経て、出社とテレワークの組み合わせという働き方に変わり、定着化することが考えられる。東京一極集中の是正、あるいは地方活性化の観点からも、地方での新しい働き方、暮らし方を税制でも後押しすることが、今こそ求められているのではないだろうか。通勤手当も、交通費と同様、業務遂行のために費消する実費弁償性を有しているのであるから、通勤手当を全額非課税とするための方法として、以下の2案を提案する。

(1)所得税法第9条で全額非課税と定める。

(2)住宅手当等と同様、一旦課税扱いとするものの、特定支出控除を給与所得者の必要経費枠として取り扱い、給与所得控除後の金額から特定支出控除として通勤手当を全額控除する。

(1)については、居住地を無条件に認めると濫用のおそれがあるのであれば、国内居住に限定する縛りをつけても良い。オフィスへの通勤から解除され、仕事に打ち込むことができる住環境を自ら選ぶという点において、従業員の仕事のパフォーマンス向上にも寄与するであろう。(2)については、通勤手当を課税対象とすることで、標準報酬月額の計算とも整合する。

従業員の居住地域の制限を撤廃した企業、あるいは勤務場所を自宅とし、出社する場合は出張扱いとした企業も登場している。通勤費用を出張扱いとすることから、旅費交通費として捉えることで、通勤手当そのものが無くなる可能性がある。FBの一態様である通勤手当が、働き方を抜本的に変える労働環境の変化により、実費弁償の必要経費性を帯びることで、その性質を変容させている。

Ⅳ．フリンジ・ベネフィット税

雇用主が従業員及びその関係者に対して、現金給与以外の経済的利益を供与した場合に、その経済的利益に対し雇用主に課税するフリンジ・ベネフィット税（以下「FBT」という。）を採用する国がある。FBTは、個人への課税に比べて行政上の管理費用が節減され、簡便で効率良い課税を行いうる。確かに、FBTは、FBでの給付をより確実に課税対象としていることから、課税漏れを防ぐことができるため、歳入確保の手段として機能している[4]。また、高所得者への受益相当分に対し課税を行うことから受益者相互間の不公平性を解消する面がある[5]。しかし、給与が低く限界税率も低い従業員に対するFBに対しても47%（オーストラリアの場合）でFBTが課されることになる点については、雇用主にとって重い負担となることが指摘されている[6]。さらに、FBTは非居住者に対するFBに対しても適用されるため、非居住者の本国において外国税額控除の対象とはならず、租税条約上の取り決めもないという指摘もある[7]。

本来、納税主体は経済的利益を稼得した者であることに鑑みれば、雇用主である法人に対する課税は代替手段に過ぎない。また、FBの供与者が国や地方公共団体等法人税を課されない者である場合には、経済的利益に対する課税が抜け落ちることとなり、いたずらにFBを増大させる可能性もある。従って、FBに対する課税は、現状通り個人に対して行うべきである。雇用主である法人に課税するよりは、各従業員に対する支出額をFB評価額として算出し、源泉徴収で対応すべきであろう。

Ⅴ．時代に沿った「ありたい税制」

労働生産性の向上や人材育成に関し、所得税基本通達36‐29の2（使用人等に対し技術の習得等をさせるために支給する金品）では、一定の研修費用等については非課税とされているが、政府が推し進めている学び直しの観点からも、自己啓発、自己研鑽を含め職務の遂行に直接関連するものでなくとも、雇用主の承認を条件に非課税枠を拡げてもよいのではないか。加えて、所得拡大促進税制における教育訓練費の増加にかかる税額控除率の上乗せといった減税措置についても、さらなる拡大が望まれる。

次に、働き方改革は、働く方々の健康を守ることも目的であることから、税制も治療から予防への費用についても医療費控除の対象とすることを期待する。健康増進費用の増加に対する減税措置の創設も検討に値する。

「一人ひとりの個人がその事情に応じた多様な働き方やライフコースを選択でき、誰もがその能力を思う存分発揮できる社会を実現する[8]」ために、企業の福利厚生の一層の活用が期待される。福利厚生を巡る環境変化のスピードは、コロナ禍を経て一挙に増した感がある。働き方改革が目指すものは、来たる労働力不足の解消であり、従業員のワーク・ライフ・バランスの最適化であろう。これについては、福利厚生制度の活用による支援が可能である。その際、税制が積極的に支援の後押しをすることが望まれる。

1　可児俊信「新しい！日本の福利厚生」労務研究所（2019年）18頁。
2　可児・前掲注1、18頁。
3　日本経営者団体連盟編「福利厚生合理化の基本方向」日本経営者団体連盟弘報部（1965年）35頁。
4　酒井貴子「現物給付の範囲と課税のあり方：オーストラリアのFBTを参考に」租税研究826号（2018年）、59頁。
5　酒井・前掲注4、59頁。
6　酒井・前掲注4、59頁。
7　酒井・前掲注4、60頁。
8　税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（2018年）4頁。